

雇用改正⑦ ★★
その他

法 64 条の 2 ほか関係
平成 28 年 8 月 1 日, 平成 29 年 4 月 1 日施行

概要

1. 雇用安定事業及び能力開発事業の留意事項の追加（法 64 条の 2 関係）
2. 国庫負担の改正（法附則 14 条）
3. 基本手当の日額等の見直し

解説

1. 雇用安定事業及び能力開発事業の留意事項の追加

雇用安定事業及び能力開発事業は、被保険者等の職業の安定を図るため、労働生産性の向上に資するものとなるよう留意しつつ、行われるものとする（法 64 条の 2）。

新設条項

法第 64 条の 2（事業における留意事項）

雇用安定事業及び能力開発事業は、被保険者等の職業の安定を図るため、労働生産性の向上に資するものとなるよう留意しつつ、行われるものとする。

＜参考：生産性を向上させた企業に対する労働関係助成金の割増し＞

我が国は、今後労働力人口の減少が見込まれる中で経済成長を図っていくためには、個々の労働者が生み出す付加価値（生産性）を高めていくことが不可欠である。

このため、企業における生産性向上の取り組みを支援するため、生産性を向上させた企業が労働関係助成金（一部）を利用する場合、その助成額又は助成率を割り増しすることとしている。

〔生産性要件〕

労働関係助成金は、助成金を申請する事業所が、次の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合に、助成の割増を行う。

- (1) 助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、その 3 年前に比べて 6%以上伸びていること。
- (2) 「生産性」は次の計算式により計算する。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

* 「生産性要件」の算定対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要である。

〔「生産性要件」が設定される助成金〕

- | | |
|----------------|----------------|
| ① 労働移動支援助成金 | ② 地域雇用開発助成金 |
| ③ 職場定着支援助成金 | ④ 人事評価改善等助成金 |
| ⑤ 建設労働者確保育成助成金 | ⑥ 65 歳超雇用推進助成金 |
| ⑦ 両立支援等助成金 | ⑧ キャリアアップ助成金 |
| ⑨ 人材開発支援助成金 | ⑩ 業務改善助成金 |

2. 国庫負担の改正

- (1) 平成 29 年度から平成 31 年度までの各年度における失業等給付等に要する費用に係る国庫の負担額については、国庫が負担すべきこととされている額の 100 分の 10 に相当する額とすることとした（法附則 14 条 1 項）。
- (2) 雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、平成 32 年 4 月 1 日以降できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で雇用保険法附則第 13 条に規定する国庫負担に関する暫定措置〔当分の間、100 分の 55 に相当する額を負担〕を廃止することとした（法附則 15 条）。

新設条項

法附則第 14 条

- ① 平成 29 年度から平成 31 年度までの各年度においては、第 66 条第 1 項及び第 67 条前段の規定並びに前条の規定にかかわらず、国庫は、第 66 条第 1 項及び第 67 条前段の規定による国庫の負担額の 100 分の 10 に相当する額を負担する。
- ② 平成 29 年度から平成 31 年度までの各年度においては、第 66 条第 2 項（第 67 条後段において読み替えて適用する場合を含む。）及び第 5 項の規定は、適用しない。